令和８年度　監査事務局　行政運営方針

＜令和８年度　監査事務局の使命、目標＞

監査事務局は、法令に基づき監査委員が行う事務を補助する組織として、市民の立場に立った観点から、本市の行財政運営が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか監査等を実施し、市民サービスの向上や、市政に対する市民の信頼の確保に貢献する。

①　政策分野 41　行政運営

＜重点方針＞　監査基準に基づく各種監査の実施

・本市の監査基準に基づき、市の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に図られるよう各種監査を実施していく。

・契約事務における業務委託や特に随意契約について、法令等に従い適正に処理されているかに着目する。

・透明性の確保を図るため、分かりやすい監査結果の報告、公表に努める。

＜主要事業＞

・監査、審査、検査業務　83 万円（監査事務局）

定期監査、随時監査、例月現金出納検査、決算審査等について年間を通して実施していく。また、指導、確認した事項についての庁内周知を通じ、適正な事務執行と内部統制の構築を促していく。

②　政策分野 41　行政運営

＜重点方針＞　監査機能の強化、専門性の向上に資する調査・研究

・近年の本市を取り巻く社会経済情勢を注視しつつ、これまで以上に監査能力の向上や監査の充実を図り、監査機能を高めていく。

・財務会計事務の電子決裁の適用拡大に対応した監査手法を検討するとともに、リスクに着目した監査を進めていく。

＜主要事業＞

・監査機能の強化、専門性の向上に資する調査・研究　10 万円（監査事務局）

都市監査委員会が主催する研修に積極的に参加することなどにより、監査機能のより一層の向上や新たな監査手法の調査、研究を進めていく。